



福岡医発第 2737 号 (地)
令和 6 年 2 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 6 年次会計検査院実地検査における指摘内容について

今般、福岡県保健医療介護部医療保険課より別紙のとおり令和 6 年次会計検査院実地検査における指摘事項の内容について通知がありました。

該当する医療機関に対しましては、県医療保険課又は九州厚生局により診療報酬請求内容等に関し確認が行われ、請求に過誤がある場合には、例年どおり返還が求められます。

つきましては、今回の指摘内容につきまして、会員各位へ周知徹底方お願いいたします。

なお、

- 1) 指摘内容については、例年、県医報への掲載、特別養護老人ホーム等の講習会にて周知するとともに、算定誤りがないよう注意喚起しております。
- 2) 本件につきましては、福岡県医報 3 月号に掲載予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

公印省略

5 医保第 1 5 1 0 号
令和 6 年 1 月 3 1 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(医 療 保 険 課)

令和 6 年次会計検査院実地検査における指摘内容の周知について（依頼）

本県の医療保険行政の適正な運営に当たり、日頃から御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、診療報酬の適切な請求に関する指導等につきましては、貴会の御協力を得て実施しているところですが、昨年 1 2 月に行われた令和 6 年次会計検査院実地検査において、別添のとおり診療報酬の請求に関する指摘を受けました。

つきましては、適切な診療報酬請求のため、引き続き保険医療機関への指導等に御協力賜りますとともに、今回の指摘内容について、貴会会報への掲載等により、会員に周知くださるようお願いいたします。

1-1 在宅医療料（在宅患者訪問診療料 指定障害者支援施設入所者算定）について

在宅医療料のうち在宅患者訪問診療料は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、その同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合に、週3回を限度として算定することとされている。

ただし、医師の配置が義務づけられている施設に入所している患者については算定の対象としないこととされている。

しかし、複数の医療機関では、医師の配置が義務づけられている指定障害者支援施設の入所者に対して、在宅患者訪問診療料（I）を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

【2 医療機関】

1-2 在宅医療料（施設入居時等医学総合管理料 施設入所者算定）について

在宅医療料のうち施設入居時等医学総合管理料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た保険医療機関において、施設入居者等であって通院が困難なものに対して計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に算定することとされている。

ただし、医師が配置されている施設の入所者の場合は、特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものなどを除き、施設入居時等医学総合管理料を算定できないこととされている。

しかし、複数の医療機関では、特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍でないものなどに対して、施設入居時等医学総合管理料を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

【2 医療機関】

2-1 リハビリテーション料（発症の繰り返し）について

リハビリテーション料のうち疾患別リハビリテーション料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た保険医療機関において、当該算定要件に従い、発症、手術又は急性増悪等から標準的算定日数以内に限り算定することとされている。

ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合、その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、標準的算定日数を超えて所定点数を算定できるとされている。

しかし、複数の医療機関では、運動器リハビリテーション料を算定している患者について、対象疾患の発症等から150日以内に新たな対象疾患が発症することを繰り返しており、中には同じ疾患名を繰り返すなどして、運動器リハビリテーション料の算定要件を満たしているかについて疑義があったもの。

【4 医療機関】

2-2 リハビリテーション料（疾患別リハビリテーション料 対象患者非該当）について

リハビリテーション料のうち疾患別リハビリテーション料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に、当該基準に掲げる区分に従い、疾患別リハビリテーション料を算定することとされている。

しかし、ある医療機関では、厚生労働大臣の定める患者に該当しないと思料される患者に対して、疾患別リハビリテーション料を算定しているのではないかとの疑義があったものの。

【1 医療機関】

3 特定健診等実施日における初診料の算定について

算定基準等によると、自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合には、初診料は算定できないこととされている。

しかし、複数の医療機関では、市区町村が行う特定健康診査及び後期高齢者医療広域連合が行う健康診査の実施日に、特定健診等を受診した多くの患者に対して、初診料を算定しているのではないかとの疑義があったものの。

【2 9 医療機関】

※ 指摘を受けた医療機関は、3 5 医療機関。

（複数の項目において指摘を受けている医療機関あり。）